

3. 平成24年度生活衛生課関係予算（案）等の概要

平成23年12月24日
厚生労働省健康局
生活衛生課

		24年度予算額(案) [23年度予算額]
予 算		2, 5 5 1百万円 [2, 2 8 9百万円]

1. 生活衛生営業対策 9 5 6百万円 [7 4 8百万円]

(1) 生活衛生関係営業対策事業費補助金 7 9 7百万円 [7 2 4百万円]

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化を図るとともに、生活衛生同業組合及び連合会の行う衛生対策、振興事業の支援を強化する。

- ・ 全国生活衛生営業指導センター 1 3 5百万円 [1 0 1百万円]
⑨ 生衛業経営状況実態調査
- ・ 都道府県生活衛生営業指導センター 4 5 5百万円 [4 3 6百万円]
- ・ 生活衛生同業組合、連合会 2 0 7百万円 [1 8 8百万円]
⑨ 災害時危機管理事業

(2) 被災した生活衛生関係営業者への支援【復旧・復興】
(復興庁一括計上) 1 3 5百万円 [0百万円]

店舗等の再建が困難な被災した生活衛生関係営業者の復興を支援するために、仮設クリーニング工場の設置などを支援することにより、営業者の自立を支援する。※23年度補正で233百万円計上

(3) その他 2 4百万円 [2 4百万円]
⑨ 環境衛生監視員研修 1.5百万円 [0百万円]

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 1, 5 8 7百万円 [1, 5 3 2百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金
 ※ 裁量的経費としての取扱を改め、非裁量的経費（義務的経費）とすることについて認められた。

3. 建築物等環境衛生対策 9百万円 [9百万円]

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 150億円 [1, 200億円]
2. 貸付制度の改善
 - (1) 振興事業促進支援融資制度(平成23年度に創設)の延長 等
 - (2) 特別利率適用施設設備の拡充 等
 - ・ 発電設備（飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業）
 - ・ 省エネルギー設備にヒートポンプ方式熱源装置を追加
 - (3) 生活衛生経営改善貸付の条件緩和

税制改正

1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却措置の適用期限を1年延長
2. 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める特例措置(平成23年度改正)の適用期限を2年延長
3. 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）にした上で、適用期限を2年延長
4. ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割と果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、見体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応

4. 平成24年度 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付） 予算（案）の概要

1 貸付計画額 1,150億円

2 株式会社日本政策金融公庫補給金 15.9億円

3 貸付条件の改正等

(1) 一般貸付・振興事業貸付の改善等

ア 省エネルギー設備に「ヒートポンプ方式熱源装置」を追加し、適用利率を特別利率②とする。

イ 省エネルギー設備に係る貸付利率について、特別利率②又は特別利率③（一般公衆浴場業については浴場利率）とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

ウ 独立開業設備資金に係る勤務要件10年以上を6年以上とする取扱期間を、平成25年3月31日まで延長する。

エ 貸付期間を「15年以内、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者については18年以内」から「15年以内（特に必要な場合は20年以内）、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者については18年以内（特に必要な場合は20年以内）」に変更する。

オ 「観光圏関連設備資金」を廃止する。

(2) 振興事業貸付の改善等

ア 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業に係る特別利率適用施設設備に、「発電設備（省エネルギー設備を除く）」を追加する。

イ 振興事業促進支援融資制度の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

(3) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

ア 経営特別相談員等が実施するきめ細やかな経営指導や現場調査により、財務状況を常時確認できる場合など経営特別相談員等が短縮することが適当と認める場合には短縮することができる。

イ 貸付限度額について、「1,000万円」を「1,500万円」とする取扱期間を

平成25年3月31日まで延長する。

ウ 貸付期間について、「設備資金にあつては7年以内、運転資金にあつては5年以内」を「設備資金にあつては10年以内、運転資金にあつては7年以内」とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

エ 据置期間について、「6ヵ月以内」を「設備資金にあつては2年以内、運転資金にあつては1年以内」とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

オ 東日本大震災の被害を受けた者のうち、特定の要件等を満たす者の貸付限度額を別枠1,000万円とする緩和措置期間を平成25年3月31日までとする。

カ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

(4) 特例貸付の改善等

ア 環境対策等関連施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

イ 事業安定等施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

ウ 健康・福祉増進関連事業施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

(5) 特別貸付の改善等

生活衛生セーフティネット貸付

(ア) 経営環境変化対応資金

a 貸付対象の売上高減少要件10%を5%とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

b 貸付限度額の振興事業貸付運転資金と合わせて5,700万円を別枠5,700万円とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

c 貸付期間の特に必要と認められる場合7年を8年とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

d 据置期間の特に必要と認められる場合2年を3年とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

(イ) 金融環境変化対応資金

- a 貸付限度額3,000万円を4,000万円とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。
- b 貸付期間の特に必要と認められる場合7年を8年とする取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。
- c 据置期間の特に必要と認められる場合2年を3年とする緩和措置期間を平成25年3月31日まで延長する。
- d 貸付対象のうち、「経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引機関との取引状況が変化している者」の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

(6) その他

平成23年度第3次補正予算で措置した「東日本大震災の影響により離職し新たに創業する者及び特定被災区域において創業する者に対する貸付利率の低減」及び「設備資金貸付利率特例制度」及び「新創業融資制度の拡充」の取扱期間を平成25年3月31日まで延長する。

5. エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

府消委第288号

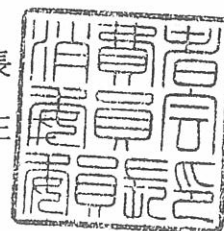
平成23年12月21日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

消費者委員会委員長

河上 正



エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

平成23年12月21日開催の第78回消費者委員会におきまして、標記について別紙のとおり取りまとめましたので、消費者庁及び消費者委員会設置法第6条に基づき建議します。

大臣におかれましては、本建議の趣旨を踏まえ、所管行政の推進に当たっていただきますようお願い申し上げます。

なお、消費者委員会は、この建議について、同法第8条に基づき、厚生労働省に対して、平成24年6月までにその実施状況の報告を求めます。

エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議

平成23年12月21日

消費者委員会

近年の美容や健康、癒しに対する意識の高まり等を背景として、エステ・美容医療サービスは広く普及し、定着してきた感がある。こうした中、全国の消費生活センターには、毎年1万件近くのエステ・美容医療サービス関連の相談が寄せられている。

最近の全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）に寄せられた相談情報をみると、エステによって皮膚にやけど状の障害やシミ、ただれが生じた等、身体に危害を受けた情報（危害情報）の全体に占める割合が年々増えてきている。さらに、無資格者によるエステとしてレーザー脱毛、アートメイク、まつ毛エクステンション等の施術が行われたことがうかがえるケースも見受けられる。また、美容医療サービスについても、施術後、広告の価格とは大幅に異なる代金を請求されたというケースや、あるいは、説明不足に起因すると思われる治療結果についての相談が少なからず見受けられる。

上記に掲げた事例をみると、消費者自身が、氾濫している情報に惑わされることなく、自ら判断するといった意識が必要なのはいうまでもないが、これだけで被害防止を図るには限界があり、制度上等の課題に対して適切に対応していくことが重要である。

以上を踏まえ、消費者委員会としては、エステ・美容医療サービスに関する消費者問題が発生している原因・背景を探るべく、本年10月及び11月に消費者基本計画の検証・評価・監視の一環として「関係省庁ヒアリング」を行った。

さらに、本年10月以降、消費者からの相談が多い10都道府県、9政令市及び2特別区、並びに関係団体からのヒアリングを行うと同時に、本年11月中旬から12月上旬にかけて、上記都道府県等を対象に書面調査を行い、また、エステ・美容医療サービスを利用した経験がある消費者を対象にアンケート調査を行った。

その結果、関係省庁においては、関係部局間の連携体制や制度上の課題があり、結果として、不適切な広告の蔓延、健康被害の苦情、衛生管理面の不安、無資格者による営業等の実態が明らかとなった。

消費者委員会は、こうした調査結果を踏まえ、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して、次のとおり、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき建議する。

さらに、消費者委員会は、この建議への対応について、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して、平成24年6月までにその実施状況の報告を求める。